

協働によるまちづくり /公募型協働推進事業の活動事例集 (令和2年度ver)

地域の力を盛岡のまちづくりにつなげよう！



目次

公募型協働推進事業の概要 1

応募から採択までの流れ 3

令和2年度採択事業一覧 4

令和2年度活動事例 5

(協働事業)
(施設等活用事業)
(テーマ設定型事業)

公募型協働推進事業に関する よくある質問 8

協働によるまちづくりの進め方 9

盛岡市は、地域課題の解決や、まちの賑わいづくりに資する公益的な事業を募集する「公募型協働推進事業」を実施しています。

令和2年度は、次の3事業について募集しました。

① 協働事業

市が実施していない事業で、団体等と市が協働することにより、高い成果が期待できる公益的な事業。

② 施設等活用事業

指定のまちづくり拠点施設等の利用活性化や、施設等を中心としたまちの賑わいづくりを行う事業。

③ テーマ設定型事業

市が設定したテーマに基づいて、団体等と市が協働で実施する公益的な事業。



選考委員会（令和元年度開催）の様子

《応募資格者》

盛岡市内に主たる事務所を有し、又は盛岡市内で活動実績がある市民活動団体等。

※個人での応募はできません。

補助最高額

50万円

《補助対象額》

補助額は、補助対象経費の4/5以内。

補助対象経費が10万円未満の事業については、補助対象経費の全額。補助対象経費が10万円以上12万5千円以下の事業については、10万円を補助します。

施設等活用事業

施設等活用事業の対象となる「まちづくり拠点施設等」は、盛岡市が平成24年から26年度にかけて市民協働推進事業（まちづくり施設整備事業）により整備された、次の6施設です。



三崑亭（旧藤原家町家
（三原家））

場所：鉾屋町9-35



莫塵九・森九商店

場所：紺屋町1-31



旧盛中図書館及び鉾屋
町・大慈寺露地遊歩道

場所：鉾屋町9-35



太田民俗資料館

場所：中太田深持 9



鉾屋町旧消防番屋

場所：鉾屋町9-36



盛岡駅前
観光案内ビジョン

場所：盛岡駅前通1-48

テーマ設定型事業

令和2年度に市がテーマを設定し、企画提案を募集した事業は次のとおりです。

※事業を募集するテーマ・担当課は毎年異なります。

【第1次募集】

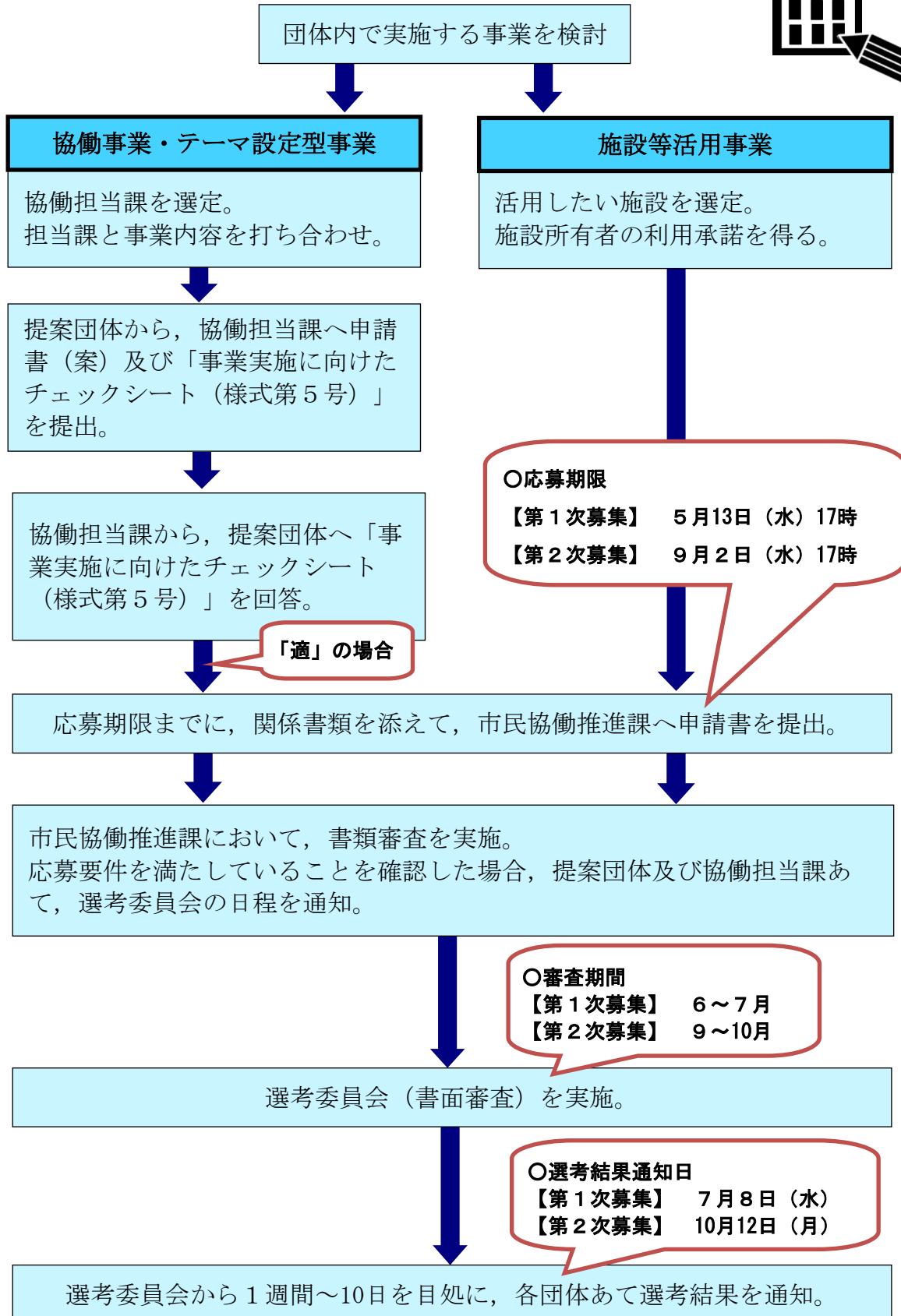
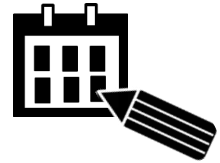
	テーマ	担当課
1	青年期・壮年期の働き盛り世代の運動習慣定着に向けた取り組み	健康増進課
2	誰もが活躍できる職場づくりのための企業向け出前講座	男女共同参画推進室
3	働く父親の育児参画促進	男女共同参画推進室
4	震災記憶の風化防止と防災意識の向上	危機管理防災課
5	選挙における投票行動につなげる主権者意識の醸成	選挙管理委員会事務局
6	投票行動につなげる障がい者等への支援	選挙管理委員会事務局
7	地域密着型の結婚支援	子ども青少年課

【第2次募集】

	テーマ	担当課
1	ホストタウン相手国・マリ共和国を知ろう！	スポーツツーリズム推進室
2	震災記憶の風化防止と防災意識の向上	危機管理防災課

令和2年度公募型協働推進事業 ～応募から採択までの流れ～

令和2年度の事業は、概ね次のような流れで行われました。



令和2年度 採択事業一覧

協働事業

【第1次募集】

	事業名	団体名	協働担当課
1位	松園リボーン：住民意見集約事業	MATSUZONO Reborn プロジェクト研究会	都市計画課

【第2次募集】

	事業名	団体名	協働担当課
1位	町内会・自治会の会計診断事業～現状を分析し、課題と解決策を考案する～	(特非) いわてNPO フォーラム21	市民協働推進課

施設等活用事業

	活用施設	事業名	団体名
1位	三岳亭（旧藤原家町家（三原家））	盛岡町家三岳亭×体験型謎解きゲーム リモート公演『マチャナゾ_ONLINE』プロジェクト	PLELL
2位	太田民俗資料館	ひなの会作品展	手芸サークルひなの会

テーマ設定型事業

	テーマ	担当課	事業名	団体名
1位	青年期・壮年期の働き盛り世代の運動習慣定着に向けた取り組み	健康増進課	働き世代のグッドスポーツ・グッドコミュニケーション事業	(一社) 盛岡市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
2位	地域密着型の結婚支援	子ども青少年課	もりおか結婚支援ボランティア情報交換会・マッチングサポート事業	(一社) 日本結婚支援協会
3位	働く父親の育児参画促進	男女共同参画推進室	子育て語り場事業	子育て支援プロジェクト カタリBar
4位	誰もが活躍できる職場づくりのための企業向け出前講座	男女共同参画推進室	“イクボス” 育成加速化事業	いわてライフキャリアラボ
5位	働く父親の育児参画促進	男女共同参画推進室	父と子の絆プロジェクト	(特非) いーはとーぶスポーツクラブ
6位	青年期・壮年期の働き盛り世代の運動習慣定着に向けた取り組み	健康増進課	ヨガの呼吸で整う心身バランス事業	(認定特非) 日本ヨガ連盟

協働事業（令和2年度活動事例） 「松園リボーン：住民意見集約事業」

事業の内容

松園団地では、少子高齢化が急速に進み、小中学校の統廃合や空き家の増加といった課題が顕在化しており、地域コミュニティの活力の低下が懸念されています。

このような現状を開き、50年、100年先を見据えた持続可能なまちづくりを進めることを目的に、令和2年3月30日に決定した内閣府の「住宅団地の再生に係るハンズオン支援（※）」を受けながら、盛岡市、住民、企業やNPO等と連携し、団地再生に関する住民意識の把握と啓発、先進事例や諸制度等の研究といったエリアマネジメント事業を実施しました。

（※）「住宅団地の再生に係るハンズオン支援」とは？

全国的に住民の高齢化が一斉に進み空き家の発生等の課題を抱えている住宅団地について、多様な世代が安心して住み、働き、交流できる場としての再生を図るため内閣府等の関係府省庁が総合的な伴走型支援を行うもので、内閣府が全国の市町村に募集した中から7地区（北海道・東北地方では松園地区のみ）を指定した。

松園団地の「再生（リボーン）」を目指して！

小学5年生以上を対象とした住民アンケート調査により、松園地区に対する現在の評価（満足度）と再生に向けて重要となる項目（重要度）を洗い出し、現状と理想のギャップを分析することができました。

また、キックオフフォーラムの開催と「松園新聞」による広報により、住民への意識啓発を行うことができました。



▲キックオフフォーラムの様子（会場：東松園小学校）

○事業のスケジュール

日程	内容	備考
令和2年9月	住民アンケート調査（小学5年生以上全員対象）の実施	回答者数：2,479名 （回収率：16.2%）
令和2年11月7日	キックオフ・フォーラムの開催	参加者：240名
令和2年12月～ 令和3年3月	ワークショップ開催準備	ワークショップは令和3年度に開催予定
通年	「松園新聞」等による松園地区住民への広報	—

【実施主体】

MATSUZONO Reborn プロジェクト研究会

【設立年月日】

令和2年3月

【代表者】

藤澤 大祐

【主な活動実績】

（平成22年）

- ・当該団体の母体となった「こーでねえと松園」がワークショップと「まつぞの探検隊」を実施、その成果等により松園の魅力をもとめた「まつぞのMAP」を作成し、全戸配布

（平成24年9月）

- ・「こーでねえと松園」が岩手県「元気なコミュニティ特選団体」に認定

（令和2年3月）

- ・団体発足
- ・松園団地が内閣府の「住宅団地の再生に係るハンズオン支援」の対象に決定

【協働担当課】

都市計画課

【令和2年度補助額】

421,000円

施設等活用事業（令和2年度活動事例） 「ひなの会作品展」

事業の内容

旧暦のひな祭りの時期に合わせて、手芸品の写真を活動センター等で巡回展示する「写真パネル展」を開催しました。

展示した写真は全て、歴史的建造物である「太田民族資料館」を会場に撮影。古くからの趣を残す建物が、色とりどりの手芸品によって彩られた様子は壮観で、建物の雰囲気と手芸品の味を存分に生かした写真を撮影・展示することができました。



○写真パネル展

展示日程		展示場所
令和3年	2月17日～3月14日	太田地区活動センター
	3月1日～3月14日	本宮地区活動センター
	3月16日～3月26日	山岸老人福祉センター
	3月16日～3月26日	JA岩手中央農協盛岡支所
	2月16日～3月31日	産直こがねの里



ひと針 ひと針 願いを込めて…

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当初予定していた太田民族資料館を会場にしての作品展の開催は叶わなかったものの、多くの方々の協力もあり、写真パネル展を市内5つの会場で開催することができました。

写真パネル展の開催を通じて、当該事業の趣旨である施設の認知度の向上と魅力の発信に寄与し、利用活性化の一助とすることができました。

【実施主体】

手芸サークルひなの会

【設立年月日】

平成21年4月

【代表者】

成田 知子

【主な活動実績】

- 太田地区活動センター主催の活動センターまつりに参加・展示
- 社会福祉法人「麗沢苑」主催の文化祭への吊るし飾りの貸出・展示
- 盛岡市中央公民館太田分館講座「干支のミニ羽子板作ろう」講師
- 太田老人福祉センター押絵講座「干支の壁掛け、玄関飾り」講師
- 小学生冬休み手芸講座開催

【令和2年度補助額】

32,000円

【活用施設】

太田民族資料館

【施設の所在地】

盛岡市中太田深持9

【太田民俗資料館整備事業】

太田地区の歴史が凝縮された貴重な資料が展示されている太田民俗資料館（昭和58年に南部曲がり家の移築により整備）を保全・改修することで、民俗資料館の機能を継続させるとともに、太田地区の小正月行事や郷土芸能を観光資源として活用できるよう整備するもの。

【整備事業の実施期間】

平成26年6月13日～平成26年10月9日



テーマ設定型事業（令和2年度活動事例） 「働き世代のグッドスポーツ・グッドコミュニケーション事業」

事業の内容

介護の一次予防や健康寿命の延伸に寄与することを目的に、ノルディックウォーキングやピラティス、スラックラインを中心とした誰でも気軽に参加しやすいスポーツ体験会を複合的に開催。働き世代の運動習慣の定着の一助とすることができました。

運動習慣の定着に向けて…

働き世代や親子連れでも参加しやすいよう、体験会の開催日を平日の夜や休日に設定しました。また、多様なライフスタイルの方々が参加できるよう、「朝活の部」と「夕活の部」に分けてピラティス体験会を開催したほか、ノルディックウォーキング体験会は1回目から3回目までで段階的に強度を上げて実施することで、初心者への運動習慣の定着を図りました。

○ノルディックウォーキング体験会

日程		コース	参加者数
令和2年	10月10日（土）	高松公園多目的広場コース	15名
	10月24日（土）	中津川周回5kmコース	9名
	11月1日（日）	岩洞湖家族旅行村遊歩道5kmコース	12名

○ピラティス体験会

【朝活の部：10～11時】

【夕活の部：19～20時】

日程	会場	参加者数	日程	会場	参加者数
令和2年	10/10(土)	14名	令和2年	10/8(木)	19名
	10/24(土)	8名		10/22(木)	17名
	10/31(土)	10名		10/29(木)	16名
	11/14(土)	13名	令和2年	12/3(木)	10名
	12/12(土)	9名		12/10(木)	11名
	12/19(土)	6名		12/24(木)	7名
	12/26(土)	8名			

○スラックライン体験会

日程	会場	参加者数
令和2年	11月8日（日）	イオンモール盛岡
	12月13日（日）	盛岡体育館
	12月20日（日）	盛岡体育館

【実施主体】

（一社）盛岡市総合型地域スポーツクラブ
連絡協議会

【設立年月日】

平成28年12月

【代表者】

浅沼 道成

【主な活動実績】

当法人を構成するスポーツクラブは、主に次の教室運営を行っています。

（まつぞのスポーツクラブ）

- ・健康ヨガ教室
- ・いきいきスポーツクラブ
- ・笑顔ひまわり高松教室

（コムスポクラブ東厨川）

- ・軽体操教室
- ・ニュースポーツ教室

（いはとーぶスポーツクラブ）

- ・スポーツ吹き矢教室
- ・ニュースポーツ講習会

（（一社）Bondsスポーツクラブ）

- ・朝ヨガ教室
- ・軽体操教室
- ・笑顔ひまわり仁王教室

【令和2年度補助額】

416,000円

【事業のテーマ】

青年期・壮年期の働き盛り世代の
運動習慣定着に向けた取り組み
（協働担当課：健康増進課）

市では、市民の健康増進を目的として、第2次健康21プランに基づき「運動習慣・活動の定着」に取り組んできましたが、運動習慣がある青年期、壮年期の人の割合は低下しており、市の教室参加後の運動継続が課題となっております。

そこで、市内の運動施設やクラブと連携して青年期・壮年期の運動する機会を増やし、運動を続けるための効果的な情報提供を行うことを目的とした取組を募集するため、当該テーマを設定しました。

公募型協働推進事業に関する よくある質問



Q 1 「市民活動団体等」とはどのような団体のことですか？

A 1 市民協働推進事業補助金の対象となる「市民活動団体等」とは、営利活動又は宗教活動を目的としない団体のうち、市内に主たる事務所を有し、又は市内で活動実績がある団体を言います。

具体的には次のような団体が該当します。
特定非営利活動法人 / 法人格を取得していない市民活動団体 / 町内会・自治会 など

Q 2 採択された事業は、いつから実施できますか？

A 2 補助金の交付決定日以降となります。
交付決定より前に支出した経費は、補助対象となりませんのでご注意ください。
補助金の交付決定通知は、選考委員会開催後、1月以内を目処に送付します。

Q 3 補助対象となる経費はどのようなものですか？

A 3 提案する事業を実施するために、直接必要な経費です。

具体的には次のようなものが想定されます。
謝礼金 / 旅費 / 手数料 / 賃借料 / 印刷費 / 消耗品費 / 食糧費 など

団体の運営経費や、備品等財産の取得にかかる経費は、原則として対象外です。

具体的には次のようなものが対象外経費として想定されます。
事務所の地代 / 家賃 / 光熱水費の支払い / 比較的長期間の使用又は保存に耐える物品 / 取得価額が3万円以上のもの

Q 4 定款、会則又はこれに代わるものとはどのようなものを提出すれば良いですか？

A 4 任意様式で構いませんので、次の内容が分かるものを提出してください。

- ・NPO活動※を行う団体である
- ・市内に事務所があるまたは活動が市内で行われている
- ・会員の資格に関して、不当な条件を付していない
- ・代表者や運営方法が決まっている
- ・独立した組織による継続的活動を行っている（特定の事業を行うために単年度限りで設立された組織は補助対象外とします。）
- ・暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体ではない

※盛岡市は、「NPO活動」を次のように定義します（「NPO活動促進のための基本方針」参照）

- ①自発的・自主的に行う活動
- ②市を基盤とした活動
- ③非営利活動
- ④公益性を有する活動
- ⑤誰に対しても開かれている活動
- ⑥政治活動及び宗教活動を目的としない活動
- ⑦反社会的ではない活動

Q 5 選考委員会とは、どのようなものですか？

A 5 選考委員は4名。市民活動団体の役員、学識経験者、市職員等から構成されます。

選考委員会では、応募者および協働担当課が、提案する事業の概要や事業実施による効果などについて、プレゼンテーション（約10分）を行います。

選考委員会の日程や場所は、応募締め切り後1週間程度を目処に、申請団体及び協働担当課へお知らせします。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、プレゼンテーションは行わず、書面により選考しました。

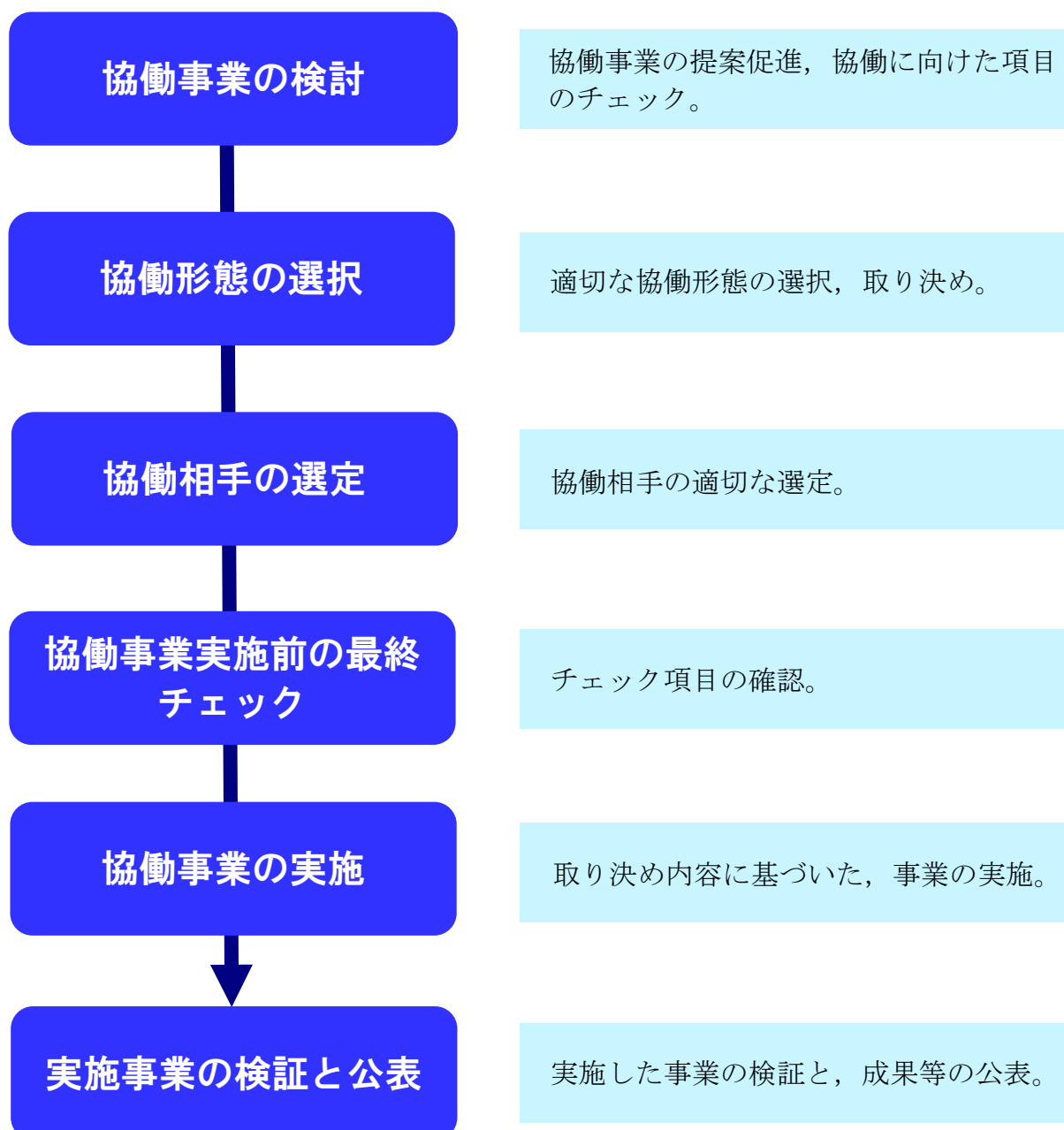
協働によるまちづくりの進め方 ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合～

盛岡市は、『盛岡市市民協働推進指針（平成26年3月策定）』において、「市民協働」を次のとおり定義しています。

市民活動を行うものと市が、社会的な課題の解決や「盛岡のまちづくり」など、共通の目的に対して高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で連携・協力しあうこと。

協働でまちづくりなどの事業を行う場合、次のようなプロセスで取り組むことが想定されます。盛岡市と協働事業を行う際の参考としてください。

協働事業の基本的なフローチャート



協働によるまちづくりの進め方 ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合～

盛岡市は、協働事業を行う際は、具体的に、次のような内容を確認します。
なお、確認内容は、事業の性質等により、異なる場合があります。



協働事業の検討

- ☐ **盛岡市民のニーズが反映されていますか？**
市民ニーズの把握方法の妥当性について検証します。
- ☐ **協働による効果が期待できますか？**
市民サービスの向上（地域の実情に応じたきめ細やかな対応，専門的知識やノウハウの活用，現行制度では対応が難しい課題への対応など），事業の効率化，雇用創出等の効果が期待できるか検討します。
- ☐ **市が実施すべき事業ですか？**
国や県，民間等で実施すべき事業でないかを確認します。
また，市の方針・計画に合致するか。今実施すべきものかを検証します。
- ☐ **公益的な事業ですか？**
得られる効果が，広く盛岡市民に還元されるものであるかを検証します。
- ☐ **予算の見積りは適正ですか？**
予算の見積もりが，得られる効果に対して過度に高い額であったり，実施するにあたり不十分な額ではないかを検証します。
- ☐ **将来的な事業効果が見込めますか？**
事業効果が一過性のものではなく，持続性を有しているか，事業終了後どのような効果が期待されるかを検証します。
- ☐ **事業実施に必要な資源を措置できますか？**
事業実施に必要な資源（人，予算，物など）を協力して準備できるか検証します。

協働形態の選択

- ☐ **情報提供・情報交換**
それぞれが持っている情報を提供・共有しあうこと。協働事業の提案を受けたりすることも，協働の一つと考えられます。
- ☐ **後援**
団体が主催する取組に対して，行政が「後援」という形で名を連ねたり，行政主体のイベント等に団体が名を連ねること。主に，金銭的支出を伴わない協働の形態。行政からの後援によって，団体の活動に対する社会的な理解や信頼が増したり，団体からの後援によって，地域社会との密着性や親しみが生まれることが期待されます。

協働によるまちづくりの進め方 ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合～

□ 共催

団体と行政が、ともに事業主体となって、共同で短期間の取り組みを行う形態。取り組みの検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。十分協議のうえ、対等な立場で役割分担を行い、責任の所在を明確にしておく必要があります。

□ 実行委員会等

団体と行政で構成された「実行委員会」や「協議会」が事業主体となって、取り組みを行う協働形態。取り組みの検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。

□ 事業協力

団体と行政が、協定書などにに基づき目的、役割分担、責任分担、経費分担、有効期限などを決めて、一定期間継続的な関係のもとで事業を協力して行う協働形態。

□ 委託

本来行政が責任を持って行うべき分野と考えられている領域において、団体の有する専門性、柔軟性、先駆性などの特性を活かし、より効果的に取り組みを進めるため、団体に業務を委託する協働形態。

□ 補助

要綱などに基づく補助金等の行政からの財政支援により、団体が公益的な事業を行う場合も、協働形態の一つと考えられます。先駆性や補完性など、行政が特定の団体に公金を支出するに足る合理性が求められます。

協働相手の選定

□ 事業の遂行能力

協働対象事業と類似する事業実務経験の有無（専門性、ノウハウの確認）

□ 団体運営の健全性

経理の適切性、収支の安定性（会費・寄附金などの収入に占める比率等）

□ 団体運営の透明性

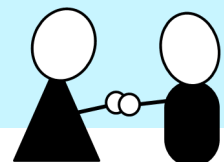
事業報告書、収支報告書などの積極的な公開

□ 会員数・事務局体制

幅広い会員による支援や事務局体制の整備

□ その他

宗教・政治活動・反社会勢力との関わり等の有無



協働によるまちづくりの進め方 ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合～

協働事業実施前の最終チェック

- **事業目的の共有**
お互いに事業目的合致しているか、目的の共有を再度行います。
- **役割分担の明確化**
双方の役割分担について、再度確認します。
- **責任分担の明確化**
双方の責任の所在について、再度確認します。
- **費用負担の明確化**
双方の費用負担について、再度確認します。
- **定期的な協議機会の確保**
事業実施前だけでなく、実施中においても定期的に協議する場を設け、適正な事業遂行が確保されるよう努めます。
- **協働関係の解消時期の明確化**
様々な主体と協働事業を行い、多様な公共サービスの提供や、サービスの質の向上を図る機会となる可能性があることから、特定の団体との協働を安易に継続することなく、協働関係の解消時期を明確にしておきます。



協働事業の実施

協働事業の実施に当たっては、事前に双方で取り決めた内容を遵守して進めます。
ただし、内容を変更することにより、事業の目的を効果的に達成できる可能性が高いと判断される場合は、双方十分な協議のうえ、所定のルールにしたがって変更手続きを行うこともあります。

実施事業の検証と公表

事業実施後は、実施事業のプロセス、効果課題等について検証し、報告書を作成します。
また、市は、行政の透明性の確保、事業成果の共有化及び普遍化のため、実施した事業の内容について、市民に対して公開します。



盛岡市市民協働推進課

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号
電話: 019-626-7535(直通)
FAX: 019-622-6211(代表)
電子メール: kyodo@city.morioka.iwate.jp

ホームページもご覧ください
広報 I D 1022498